

期日報告書⑳

令和元年7月24日

函館市 御中

さくら共同法律事務所  
弁護士 河合 弘之  
外11名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間  
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 令和元年7月17日（水曜日）午後2時00分  
東京地方裁判所103号法廷  
第20回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護団12名（河合弘之（団長）、海渡雄一、井戸謙一、青木秀樹、只野靖、  
望月賢司、白日光、兼平史、中野宏典、金裕介、甫守一樹、大河陽子）  
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 準備書面の陳述・証拠調べ  
当 方：令和元年7月9日付け準備書面（35）（36）陳述  
甲A67、68号証、甲F110号証 提出  
令和元年7月9日付け証拠説明書（32）提出  
令和元年7月17日付け証拠説明書（33）提出  
甲F108号証の訂正版については、甲F108の2として、証拠提出する  
ことになりました。証拠説明書も次回期日までに提出することになりました。  
相手方（被告国）：令和元年7月17日付け第17、第18準備書面 陳述

乙A45号証～乙A92号証 提出

令和元年7月17日付け乙A証拠説明書(13)(14) 提出

相手方(被告電源開発): 特になし

#### 4 口頭弁論の内容

原告訴訟代理人河合弁護士が、テロリズム等(外国からの攻撃を含む)についての規制の不備等について、半田滋氏の意見書「津軽海峡に面する大間原発の地政的特性とテロ攻撃等の危険性について」(甲F108)に基づいて主張を補充しました。

次に、原告訴訟代理人中野弁護士が、準備書面(36)にもとづき、本年6月17日福岡地裁の川内原発設置変更許可処分取消請求棄却判決と本件との関係について、プレゼンテーション資料を用いて、補充説明しました。

そして裁判所は、今後の審理方針については、進行協議期日の場で議論したいと述べて、本期日は終了しました。

なお、被告国より提出された「指摘させていただきたい事項」について、裁判所が被告国に言及すべき事があるかと質問したところ、被告国代理人は改めて述べることはないと述べました。裁判所は、前回の期日でも確認したが、準備書面の補充説明として印刷したものを事前に頂いているが、これ自体は主張ではないし、第一分類にも綴じないこと、もし準備書面の主張からはみ出す部分があり、かつ、主張である場合は、別途証拠として提出するようにと述べました。

最後に裁判所は、今後の予定について、「5」のとおり指定して、期日は終了しました。

なお、次回期日後に、進行協議期日を行うことが確認されました。

#### 5 今後の期日

日時 令和元年11月6日(水曜日)午後2時15分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第21回口頭弁論期日

以上